

# お知らせ

## 松浦市、西海市が消費生活センターを開設

### ●松浦市消費生活センター

平成25年1月1日開設  
 場 所 松浦市役所別館  
 相談時間 平日8:30~17:15  
 電話番号 0956-72-1111



### ●西海市消費生活センター

平成25年1月11日開設  
 場 所 西海市役所  
 相談時間 平日8:30~17:15  
 電話番号 0959-37-0011



「契約のトラブル」「悪質商法の被害」「多重債務」などでお困りの市民の皆様は、気軽にご相談ください。

## 「特定商取引に関する法律」に違反した訪問販売業者に対する行政処分がありました 6カ月の業務停止命令

長崎県は、主に県内の離島地区の高齢者に対して、布団、健康器具を販売していた訪問販売業者である「シンセイこと高塚秀己(所在地:福岡市)」に対し、平成24年12月20日、特定商取引法に関する法律に基づき、6カ月間の業務停止命令を行いました。

シンセイは、高齢の消費者宅を訪問し、布団類、健康器具を勧誘し、契約締結した際、消費者からクーリング・オフ(契約解除)を受けることのないよう、法定の契約書面を交付していなかったほか、温熱電位布団(電気式の健康敷布団)を勧誘する際、「本当はデパートで買えば50万円する。」「他の人には24万円で売ってるけど、20万円程度でいい。」等と虚偽の説明をして消費者に販売していました。さらに、一人暮らしの高齢者に対し、約4年間に15回にわたり、260万円に及ぶ布団類70数組を次々に販売していました。

## 電子メールで県消費生活センターの相談ができます

消費者と事業者間の売買・契約に関するトラブルや問い合わせがありましたら次の手順で相談ができます。



- (手順) ①長崎県消費生活センターのホームページ(ながさき消費生活館)をひらく  
 ②「消費者生活相談」→「電子メール相談」→入力画面が表示されます  
 ③相談内容を記載の上、送信してください  
 ※受付けた相談への回答は原則として電話で行います

この情報は県消費生活センターのホームページ「ながさき消費生活館」でもご覧いただけます

<http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>



計量器に関するお問い合わせは  
**長崎県計量検定所**  
 〒850-0047 長崎市銭座町3-3  
 TEL 095-844-9892 FAX 095-844-8844

編集・発行  
**長崎県消費生活センター**  
 (長崎県県民生活部食品安全・消費生活課)  
 〒850-0057 長崎市大黒町3-1 長崎交通産業ビル4階 TEL 095-824-0999  
 ホームページ「ながさき消費生活館」 <http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/> FAX 095-828-1014

# 長崎県 No.318 暮らしの情報

2013  
**3・4**  
 月号

### 内容紹介

- 特集 新社会人・若者の皆さん「悪質商法から身を守りましょう!」…… (1)
  - 国民生活センターから「電気ケトルの転倒等による乳幼児の熱傷事故」に注意!…… (2)
  - sapo之助の一口解説「未成年者の契約」…… (2)
  - 消費生活センター相談窓口から…… (3)
  - 「ネット通販で注文したブランドの財布が届かない!」
  - お知らせ…… (4)
- 松浦市、西海市が消費生活センターを開設  
 「特定商取引に関する法律」に違反した訪問販売業者に行政処分がありました  
 電子メールで県消費生活センターの相談ができます



## 特集 新社会人・若者の皆さん

### 悪質商法から身を守りましょう!

春は、入学や就職で新社会人や新入学生の皆さんが新しい生活をスタートさせる季節です。そこには親元を離れ、一人暮らしを始める社会経験の浅い若者を狙った悪質商法が待ち構えています。トラブルに遭わないよう身を守りましょう。

### こんな消費者トラブルにご注意を

#### ワンクリック請求

~突然身に覚えのない請求が!~

携帯電話やパソコンで「無料」と書かれたサイトをクリックしたところ、突然登録となり「120日間見放題で5万円登録料」を請求された。



#### キャッチセールス ~路上で呼び止められて!~

繁華街の路上で「アンケートにこたえて」と声をかけられ、「アンケートなら」と応じると、「お礼にエステの無料体験を」といわれ営業所へ連れて行かれた。そこで強引に化粧品を勧められて契約してしまった。



#### マルチ商法(ネットワークビジネス)

~先輩や友人に誘われて!~

「いいアルバイトがある」「会員を増やせば簡単に儲かる」と誘われ、副収入が得られるならと販売組織に加入し、化粧品をたくさん購入した。「儲かったらすぐ返せるから」と、購入資金は学生ローンを借りるよう勧められた。しかし、勧誘時の儲け話とは違って商品は思うように売れず、借金と在庫を抱えてしまった。友人を無理に誘い、友人もいなくなった。

#### アポイントメントセールス

~電話・メール等で呼び出されて!~

携帯の SNS で知り合った人に会おうと言われて、会いに行くと、「自分がデザインしたものを身につけて欲しい」などと巧みに勧められ、高額なアクセサリーを契約してしまった。

### トラブルを防ぐには・・・

- 知らない人からの電話、メール、路上での誘いなどには、安易に応じないこと。必要ないものはきっぱり断りましょう。また身に覚えのない請求は、無視しましょう。
- 絶対に儲かるなどの甘い話は信じない。先輩や友人からの誘いでも、断る勇気を持ちましょう。
- クレジットやローンを利用する場合、借金をしてまで購入する必要があるものかよく考える。利用する前に支払い総額や毎月の返済に無理がないかよく考えてから利用しましょう。

トラブルにあったら、消費生活センター等へ相談しましょう。



国民生活  
センターから

# 「電気ケトルの転倒等による 乳幼児の熱傷事故」に注意!

お湯を沸かすために使用していた電気ケトルが転倒・落下したことにより、乳幼児が熱湯に触れ、熱傷を負ったという情報が寄せられています。

乳幼児が熱湯に触れて熱傷を負うケースは、軽症にとどまらず症状が重くなる場合もあります。

電気ケトルは、主に少量のお湯を沸かすもので、保温機能のある電気ポットに比べて短時間でお湯が沸くことから使用される機会も多い電気製品です。使用する際は、製品の特徴を知り、十分な注意が必要です。事故を防ぐために次のことに注意しましょう。



## 注意

○電気ケトルを床の上などに置いて使用すると、乳幼児が接触し、電気ケトルが転倒してしまうことがあるため、乳幼児の手の届くところに電気ケトルを置かないようにしましょう。

○お湯の量が少ない場合、電気ケトルの重量は軽く、乳幼児の力でも倒れてしまうことがあります。注意が必要です。また、容器内には熱湯が入っていることを忘れないようにしましょう。

○購入時には、使用場所に乳幼児がいるかなどを考慮して、お湯漏れ防止機能等の安全対策がとられた製品を選びましょう。

詳しくは(独)国民生活センターのホームページをご覧ください  
<http://www.kokusen.go.jp/>



# 「未成年者の契約」について

## 未成年者が父母(法定代理人)の同意を得ないで行った契約は取り消すことができます。

### ●未成年者とは

未成年者とは、20歳未満の者をいいます。20歳未満でも、結婚をしている場合には成年者とみなされます。

### ●未成年者契約の取消し

未成年者を取引被害から保護するため、民法では、未成年者が売買の契約をする場合は、法定代理人の同意を得なければならず、同意を得ないでした契約は取り消すことができるとされています。

(注) 次の場合取消しができる場合があります

- ・ 法定代理人からあらかじめ同意を得た取引
- ・ あらかじめ小遣いとして渡されている範囲で行った契約
- ・ 未成年者が自分は成年者であると、積極的に相手をだまして行った契約

### ●取消の効果

契約を取り消すと、契約時にさかのぼって最初から無効なものとなります。その結果、当事者双方の債務は消滅し、既に受領されている商品を事業者に戻還する義務を負います。

### ●取消権の消滅時効

取消権は、未成年者が成年に達した時から5年間行使せず、または契約から20年間経過すると消滅します。

参考: 暮らしの豆知識

消費生活センターの相談窓口から

# ネット通販で注文したブランドの財布が届かない!

## 相談事例

10日前、ネット通販で人気ブランドの財布を1万円で購入した。他のショップでは6万円前後で販売されている商品だったが、ブランド直営店との記載があったので信用した。入金後3日以内に届くと書いてあったが、届かないのでメールで問い合わせた。返信がないので不審に思い改めて店の所在地等を確認したところ、住所や電話番号の記載がなく、直営店でないこともわかった。

(20歳代 女性)

代金を振り込んだのに商品が送ってこない



## センターの対応

メールアドレス以外の連絡先の記載がないことから、再度メールで期限を定め商品の送付を求め、期限までに届かない場合は解除する旨申し出てはどうかと助言した。また、警察にも相談するよう伝えた。その後、注文した商品と色違いの財布が届いたが、交換や返品を申し出るための連絡先も不明であることより、届いた財布を使用することにしたと報告があった。

## 消費者へのアドバイス

インターネットショッピングは、通信販売に該当します。自宅に居ながら申し込みできるという便利さの反面、トラブルも増加しています。

トラブルに遭わないようにするためには、以下の点に注意しましょう。

- (1) 購入前に法律で義務付けられている表示を確認しましょう。
  - ショップの連絡先: 特に所在地や電話番号の記載がなければ、いざという時苦情の申し出ができません。
  - 返品に関する条件: 通信販売にはクーリング・オフの適用がありません。しかし、自己都合で返品できるかなど返品に関する条件(返品特約)をわかり易く表示していなければなりません。返品特約が表示されていない場合は、商品到着後8日間以内であれば消費者送料負担で返品が可能です。
- (2) 支払い手段が、前払いだけでなく、カード払い、振込用紙での後払い、代金引換など複数用意されているショップを選びましょう。特に初めて取引するショップでは前払いを避け、クレジットカード番号や暗証番号を入力する画面では通信が暗号化(SSL: ブラウザ右下等に鍵の閉まったマークで表示)されている等個人情報の取り扱いが適切なショップを選びましょう。
- (3) 出店しているショッピングサイトやネット上の評判を確認しましょう。ショッピングサイトに補償規定がある場合も条件があり、すべてに適用されるわけではありません。
- (4) 注文した内容や業者からの確認画面は保存しましょう。
- (5) 商品が届いたら、すぐに中身を確認し、違う商品や破損していた場合はすぐに連絡しましょう。
- (6) ブランド品が極端に安い場合や商品説明などの日本語表現が不自然な場合は、偽ブランド商品を扱う海外のサイトである可能性もあるので注意が必要です。最近ではネット通販で国境を越えた越境取引も盛んです。消費者庁HPでは「海外ショッピング時のトラブルと注意すべきポイント」を公表しています。利用時は事前にチェックしてみてください。